

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（環境局環境改善部自動車環境課）……………一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則……………（同）……………二

告示

- 公共測量の実施（六件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………二
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………三
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………三
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………三
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………三

公告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………四
- 発行行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………五

規則

- 東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………五
- 正 誤
- 昭和三十九年十二月二十五日付東京都条例第二百三十八号……………六
- 昭和四十年三月三十一日付東京都条例第六十一号……………六

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百四十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「平成二十三年度」を「令和四年度」に改める。

附則に次の一項を加える。

13 令和四年三月三十一日までの間、第十六条第二項中「平成二十三年度」とあるのは「平成二十八年年度」と、「五箇年度」とあるのは「六箇年度」と、同条第三項中「当該特定事業者該当日が属する自動車環境管理期間の次の自動車環境管理期間」とあるのは「令和四年度から始まる五箇年度の期間」と読み替えて適用する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十六条第二項に規定する自動車環境管理期間が平成二十八年年度から始まる五箇年度の自動車環境管理計画書（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第二十八条第一項に規定する自

自動車環境管理計画書をいう。以下同じ。)を知事に提出した者は、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)附則第十三項の規定により読み替えられた新規則第十六条第二項に規定する自動車環境管理期間が平成二十八年度から始まる六箇年度の自動車環境管理計画書を提出したもののみならず。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百四十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十八年東京都規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十日」を「令和四年三月三十日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第千二百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百七十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(用地測量)
- 三 測量の区域 板橋区前野町五丁目地内
- 四 測量の期間 令和二年五月十三日から同年九月十一日まで

●東京都告示第千二百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区堀船二丁目及び堀船三丁目各地内
- 四 測量の期間 令和二年五月十五日から令和三年三月十二日まで

●東京都告示第千二百八十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のように測

量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）

三 測量の区域 江戸川区及び葛飾区各地内

四 測量の期間 令和二年四月三十日から同年五月二十九日まで

●東京都告示第千二百八十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所

二 測量の種類 公共測量（復旧測量（基準点）及び復旧測量（水準））

三 測量の区域 大田区羽田二丁目、羽田三丁目及び本羽田各地内

四 測量の期間 令和二年六月一日から令和三年二月二十日

●東京都告示第千二百八十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 狛江市

二 測量の種類 公共測量（二級基準点及び三級基準点測量）

三 測量の区域 狛江市中和泉五丁目地内

四 測量の期間 令和二年六月十日から同年七月三十一日まで

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年十月十五日

東京都選挙管理委員会

二二九、九二九

●東京都選挙管理委員会告示第百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八

分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年十月十五日

東京都選挙管理委員会

一、五三七、〇五四

●東京都選挙管理委員会告示第百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年十月十五日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	17,872
中央区選挙区	45,798
港区選挙区	68,262
新宿区選挙区	91,928
文京区選挙区	61,635
台東区選挙区	56,052
墨田区選挙区	77,012
江東区選挙区	137,180

品川区選挙区	113,360
日根区選挙区	79,542
大田区選挙区	170,372
世田谷区選挙区	195,958
渋谷区選挙区	64,761
中野区選挙区	94,999
杉並区選挙区	148,440
豊島区選挙区	78,058
北区選挙区	97,202
荒川区選挙区	57,250
板橋区選挙区	145,868
練馬区選挙区	169,894
足立区選挙区	161,602
葛飾区選挙区	127,378
江戸川区選挙区	160,387
八王子市選挙区	145,172
立川市選挙区	51,301
武蔵野市選挙区	41,514
三鷹市選挙区	52,840
青梅市選挙区	37,763
府中市選挙区	71,922
昭島市選挙区	31,454
町田市選挙区	119,458
小金井市選挙区	34,123
小平市選挙区	53,386
日野市選挙区	51,907
西東京市選挙区	57,077
西多摩選挙区	69,168

南多摩選挙区	66,803
北多摩第一選挙区	85,503
北多摩第二選挙区	56,671
北多摩第三選挙区	89,813
北多摩第四選挙区	53,524
島部選挙区	7,079

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人フレンズ・オヴ・アニマルズ
- 二 代表者の氏名 鎌田 舞
- 三 主たる事務所の所在地 東京都町田市上小山田町百六十四番地二 館田方
- 四 その他の事務所の所在地 東京都町田市忠生三丁目十八番地一 コーポラス坂の上三〇五号
- 五 更新された認定の有効期間

令和二年一月二十八日から令和七年一月二十七日まで

一 名称

特定非営利活動法人山友会

二 代表者の氏名

大脇 甲哉

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区清川二丁目三十二番八号

四 更新された認定の有効期間

令和二年五月二十一日から令和七年五月二十日まで

一 名称

特定非営利活動法人全国骨髄バンク推進連絡協議会

二 代表者の氏名

田中 重勝

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区東神田一丁目三番四号 KTビル三階

四 更新された認定の有効期間

令和二年三月十三日から令和七年三月十二日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会

二 代表者の氏名

鈴木 純治

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段南三丁目八番十号 川内ビル十階

四 更新された認定の有効期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市秋津町五丁目二十四番七の四、同番七十三、同番七十四、同番七十五の一部、同番七十六及び同番七十七
東村山市秋津町五丁目二十四番七の四、同番七十三、同番七十四、同番七十五の一部、同番七十六及び同番七十七
細山 政雄

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）第一条の四第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 講習の開催日時及び会場等

(一) 開催日時

令和二年十二月三日（木曜日）午後一時三十分から午後五時まで

(二) 会場

東京都健康プラザハイジア四階 研修室（新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号）

(三) 定員

七十人

二 対象者

東京都ふぐ調理師免許の取得を希望する者で、次の(一)から(三)までに掲げる全ての条件（受講資格）に該当するもの

(一) 規則第一条の四で東京都知事が行うふぐ調理師試験

と同等以上のものとして規定する次のアからカまでに掲げる試験のいずれかに合格し、当該県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者

ア 埼玉県知事が行うふぐ調理師試験

イ 神奈川県知事が行うふぐ包丁師試験（昭和六十二年四月以後に行われたものに限る。）

ウ 滋賀県知事が行うふぐ調理師試験

エ 岡山県知事が行うふぐ処理師試験

オ 徳島県知事が行うふぐ処理師試験

カ 鹿児島県知事が行うふぐ調理師試験（昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。）

(二) 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条の免許を受けている者

(三) 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者

イ 未成年者

ウ 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行う

に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

エ 条例第九条第一項第四号又は第二項の規定により

東京都ふぐ調理師免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三 講習内容

(一) 条例及び規則の規定

(二) 条例違反の事例等ふぐ調理師として必要な事項

四 申込方法等

(一) 申込方法

受講希望者は、所定の申込書に次のアからエまでに掲げる書類等を添えて(二)の申込先まで申し込むこと。

ア 法第五条第三項の調理師免許証の写し

イ 二(一)アからカまでに掲げる試験のいずれかに合格したことを証する書類（合格通知書又は合格証明書）の写し

ウ 当該試験を実施した県知事が交付したふぐの取扱いに係る免許証の写し

エ 返信用封筒（長形三号。郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十四円切手を貼ったもの）

(二) 申込先

郵便番号一六三―八〇〇―

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当（ふぐ調理師担当）

(三) 申込締切日

令和二年十一月十六日（月曜日）（当日消印有効）

(四) 受講票の送付

申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講票を送付する。

五

問合せ先
東京都福祉保健局健康安全部健康安全課試験・免許担当
電話〇三(五三二〇)四三五八

正 誤

〇昭和三十九年十二月二十五日付東京都条例第二百三十八号

ページ一段一行 誤 正
号外245 後から
一四上 六 二葉町一丁目 二葉一丁目

〇昭和四十年三月三十一日付東京都条例第六十一号

ページ一段一行 誤 正
号外55 後から
一二下 一 大岡二丁目 大岡山二丁目

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

